

市内医療機関の皆様へ

横浜市保健所長 古賀 伸子

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に基づく
届出基準等の一部改正等について

日ごろから、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

先日「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」を一部改正する旨の通知を周知させていただいたところです（令和2年2月5日健健安第2276号）。

この度、新型コロナウイルスの感染が疑われる患者の要件について、「WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」が変更されましたので、お知らせします。

1 改正の概要

「新型コロナウイルスの感染が疑われる患者の要件」イ及びウで示されている「WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」を、
中華人民共和国湖北省及び浙江省 とする。

2 適用期日

令和2年2月13日

3 添付資料

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について」
(令和2年2月12日 厚生労働省事務連絡)

4 その他

- (1) 届出基準・届出様式（横浜市衛生研究所（感染症情報センター）ホームページ）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/eiken/kansen-center/doko/todoke.html>

- (2) 新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- (3) コロナウイルスとは（国立感染症研究所ホームページ）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus.html>

- (4) 新型コロナウイルス感染症について（横浜市保健所ホームページ）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/yobosesshu/kansensho/20200127coronavirus.html>

事務連絡
令和2年2月12日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等
における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和2年2月4日付け健感発 0204 第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等をお示ししたところです。

今般の諸外国での発生状況等に鑑み、届出通知における新型コロナウイルス感染症の流行地域について下記の通り変更することとしましたので、御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

届出通知の別紙における「第7 指定感染症」の（4）イ及びウで示されている「WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」とは、中華人民共和国湖北省及び浙江省とする。

2 適用日等

令和2年2月13日より適用することとし、同日以降の医師の診断より、届出通知の別紙「第7 指定感染症」の（4）イ及びウについて「発症前14日以内に中華人民共和国湖北省及び浙江省に渡航又は居住していたもの」と取り扱うこととする。

また、今後取扱いに変更がある場合、別途厚生労働省健康局結核感染症課より連絡する。